

茨城県報

号外第85号

昭和58年3月31日

木曜日

告 示

茨城県告示第590号

昭和58年度茨城県興農資金融資要綱を次のように定める。

昭和58年3月31日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

昭和58年度茨城県興農資金融資要綱

目 次

第1 総 則

第2 農業振興資金

第3 畜産振興資金

第4 蚕業振興資金

第5 林業振興資金

第6 水産振興資金

別表 融資対象事業別融資条件及び融資対象者等一覧

第1 総 則

- この要綱は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）及び農林水産団体（以下「市町村等」という。）が、農林漁業の振興を図るための事業計画を樹立した場合において、知事はその計画を適当と認めたときに、これに要する資金について、知事が昭和58年度予算の範囲内において当該市町村等及び株式会社常陽銀行（以下「常陽銀行」という。）に対して行う融資について定めるものとする。
- 資金の種類は、第2から第6までに掲げるとおりとし、その融資対象事業別の融資条件及び融資対象者等は別表のとおりとする。
- 融資対象事業費には、事務費を含まないものとする。
- 融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。
 - 借受申請書
 - 事業計画書
 - 農林水産団体にあつては、借入についての総会又は理事会の議事録の写し
 - その他知事の指示する書類
- 知事は、前項の借受申請書に基づき資金の貸付けの決定を行うときは、条件を付することがあ

る。

6 知事は、市町村等との融資実行の手続を、次により行うものとする。

- (1) 市町村にあつては、知事の貸付けの決定を受理した場合は、借用証書及び予算の議決書の写しを知事に提出すること。
- (2) 農林水産団体（茨城県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、茨城県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）、社団法人茨城県林業協会（以下「県林業協会」という。）及び株式会社茨城県中央食肉公社（以下「県中央食肉公社」という。）を除く。）にあつては、知事の貸付けの決定を受理した場合は、借用証書及び理事（これに相当する役員を含む。以下同じ。）全員（理事以外のものでも必要と認める場合は、その者を含む。）の個人連帯保証をした借用証書を知事に提出すること。
- (3) 県信連、県信漁連及び常陽銀行にあつては、知事と契約を締結した後、資金の借入れを受けた場合、知事は預金証書を徴することができる。
- (4) 県林業協会にあつては、知事の貸付けの決定を受理した場合は、その代表者及び資金の転貸を受けようとする団体の代表者の個人連帯保証をした借用証書に印鑑証明を添付して知事に提出すること。
- (5) 県中央食肉公社にあつては、知事の貸付けの決定を受理した場合は、その代表者及び常勤役員の個人連帯保証をした借用証書を知事に提出すること。

7 前項により融資を受けた市町村等（県信連及び県信漁連を除く。）が当該資金を転貸するときは、知事は転貸先の借用証書を担保として徴することができる。

8 資金の貸付日は、茨城県指定金融機関総括店から現金を受領するものについては、その受領の日とし、口座振替及び送金によるものについては、茨城県指定金融機関常陽銀行県庁支店において口座振替及び送金の手続をした日とする。

9 貸付金の利息は、次の算式により計算するものとし、貸付利率は銀行における期間1年の定期預金の利率（以下「金利」という。）によるものとする。この場合において、償還期限までに金利の改定があつたときは、当該改定があつた日以後の期間については、改定後の金利によるものとする。

$$\text{貸付金} \times \text{貸付利率} \times \frac{\text{日数（貸付日の翌日又は前回償還の翌日から償還日まで）}}{365}$$

10 資金転貸の場合における貸付利息は、前項の計算により徴収するものとする。ただし、別表の貸付利率を変更しようとする場合は、知事の承認を受けるものとする。

11 償還方法は、元金均等年賦償還とし、元金及び利息の償還期日は別に定める。

12 市町村等及び常陽銀行（以下「借受市町村等」という。）の長は、4の(2)の事業計画に基づき、速やかに事業を実施し、事業が完了したときは、直ちに事業報告書を知事に提出するものとする。

なお、事業計画を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けるものとする。

- 13 融資の対象事業が国又は地方公共団体の補助の対象事業となり補助金の交付があつたときは、借受市町村等は償還期限内にかかわらず、遅滞なくこの融資金のうち当該補助金に相当する額を繰上償還しなければならない。
- 14 知事は、借受市町村等が償還期限までに融資金を償還しないときは、遅延利息(年利14.5パーセント)を徴収することができる。
- 15 知事は、借受市町村等が次に掲げる各号の一に該当するときは、償還期限前でも融資金の全部又は一部を償還させることができる。
 - (1) この要綱又は知事が指示する条件に違反したとき。
 - (2) 融資金を融資の目的以外に使用したとき。
 - (3) 融資金を相当の期間使用せず、又は残金を生じたとき。
 - (4) その他知事が必要と認めたとき。
- 16 知事は、借受市町村等が災害等やむを得ない事由により償還期限までに融資金を償還することが著しく困難であると認める場合には、償還期限の延長を承認することができる。
- 17 知事は、融資を受けた借受市町村等及びその転貸を受けた者に対し、必要と認めるときは調査を行い、又は報告を徴することができる。
- 18 この要綱に定めるもののほか、融資の実施細目その他必要な事項は、資金の種類ごとに別に定める。

第2 農業振興資金

1 農業金融資金

県信連が、茨城県厚生農業協同組合連合会の必要とする事業運営資金として貸し付けるのに必要な資金

2 こんにやく販売改善資金

市町村が農業協同組合(以下「農協」という。)に対し、その組合員である生産農家に販売代金の仮渡しを行い、こんにやく生いも、荒粉及び精粉の共同販売体制を確立するために転貸する資金

3 花き優良種苗導入資金

市町村が農協及び花き組合に対し、花き優良種苗(球根類10万球以上、球茎類1万球以上)及び優良花木の母樹(5,000本以上)を導入するために転貸する資金

4 たばこ作改善資金

茨城県たばこ耕作組合連合会(以下「県たばこ連」という。)がたばこ耕作組合員に対し、育苗に必要なビニールシート、乾燥に必要なパーナー及びビニールハウス並びに土壌消毒用農薬の共同購入を行い、たばこ作を改善するため転貸する資金

5 落花生共販推進資金

茨城県経済農業協同組合連合会が農協を通じ、その組合員である生産農家に販売代金の仮渡しを行い、落花生の共同販売を推進するための資金

6 でん粉販売改善資金

でん粉協同組合（以下「でん粉協」という。）が組合員であるでん粉工場に対し、でん粉工場の必要とする原料代金の仮渡しを行い、でん粉の共同販売体制を確立するために転貸する資金

第3 畜産振興資金

1 専管増産ふすま購入資金

茨城県畜産農業協同組合連合会（以下「県畜連」という。）及び茨城県開拓農業協同組合連合会（以下「県開拓連」という。）が農協に対し、専管増産ふすまの購入あつせんをするために必要な資金

2 国産種鶏増殖センター運営合理化促進資金

県信連が社団法人国産種鶏茨城県増殖センターの事業運営資金として貸し付けるのに必要な資金

3 豚人工授精場運営合理化資金

社団法人茨城県西畜産開発公社が広域豚人工授精場の事業運営に必要な資金

4 ミートセンター産直促進資金

県畜連が食肉の産直を促進するための事業運営に必要な資金

5 食肉流通合理化促進資金

県中央食肉公社が食肉流通施設の事業運営に必要な資金

6 畜産物共同出荷促進資金

畜産関係団体が次に各号に掲げる資金により共同出荷を促進するための事業運営に必要な資金

(1) 鶏卵ブロイラー共同出荷促進資金

県信連が農協に対し集団的に国産鶏ひなの導入を促進するために転貸する資金

(2) 食肉市場取引推進資金

県畜連が県内の食肉卸売市場で食肉の取引を推進するために必要な資金並びに茨城県家畜商業協同組合（以下「県家畜商協」という。）及び茨城県食肉事業協同組合連合会（以下「県食肉事業連」という。）が組合員に対し、県内の食肉卸売市場で食肉の取引を推進し、流通改善を図るために転貸する資金

(3) 肉豚共同出荷促進資金

県信連が農協、県開拓連及び県畜連に対して、肉豚を共同出荷するに要する資金として貸し付けるのに必要な資金

(4) 家畜取引流通改善資金

県家畜商協が組合員に対し、県内の家畜市場で家畜を購入し、家畜の取引と流通改善を図るために転貸する資金又は県家畜商協が家畜の共同購入を行うのに必要な資金

(5) 肥育素牛導入資金

県開拓連が農協に対し、肥育素牛を計画的、集団的に導入するために転貸する資金

第4 蚕業振興資金

1 優良蚕種販売改善資金

茨城蚕種販協業組合（以下「茨蚕種協」という。）が優良蚕種の製造に要する資金

2 桑苗販売改善資金

茨城県桑苗組合連合会（以下「県桑苗連」という。）が桑苗組合に対し優良桑苗の生産及び販売改善を図るために転貸する資金

3 桑園専用肥料購入資金

茨城県養蚕農業協同組合連合会（以下「県養蚕連」という。）が桑園専用肥料の購入に要する資金

4 壮蚕簡易飼育施設購入資金

県養蚕連が壮蚕簡易飼育施設の購入に要する資金

第5 林業振興資金

1 林業生産振興資金

県林業協会が、その組織員である林業団体の行う原木共同購入、造林、樹苗移出、木材市売市場振興等の各事業を促進するため、これらの団体に転貸する資金

2 しいたけ生産振興資金

市町村がしいたけ生産者に対し、しいたけ原木を購入するために転貸する資金

第6 水産振興資金

1 漁業資金

県信漁連が次の各号に掲げる資金として貸し付けるのに必要な資金

- (1) 漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は漁業者の必要とする漁業着業資金
- (2) 漁協の必要とする水揚資金及び冷凍原魚買付資金
- (3) 茨城県漁業協同組合連合会及び茨城県内水面漁業協同組合連合会事業資金
- (4) 漁協又は養鰻業者の必要とする養鰻事業資金

2 加工資金

県信漁連及び常陽銀行が次の各号に掲げる資金として貸し付けるのに必要な資金

- (1) 水産加工業協同組合（以下「水産加工協」という。）の必要とする加工資材共同購入資金
- (2) 水産加工協又は水産加工業者の必要とする加工用原魚買付資金
- (3) 水産加工協又は水産加工業者の必要とするあげかまぼこ原料購入資金
- (4) 水産加工協又は水産加工業者の必要とするたこ、にしんの原魚買付資金

3 霞ヶ浦北浦振興資金

県信漁連が次の各号に掲げる資金として貸し付けるのに必要な資金

- (1) 漁協又は小割式養殖業者の必要とする小割式養殖事業資金
- (2) 漁協の必要とする共同販売事業資金

(3) 水産加工協又は水産加工業者の必要とする加工原魚買付資金

(4) 水産加工協の必要とする加工資材共同購入資金

付 則

この告示は、昭和58年4月1日から施行する。

別 表

融資対象事業別融資条件及び融資対象者等一覧

種 別	融 資 予 定 額	貸付利率	償還期限	融資対象者	担 当 課
農 業 振 興 資 金	千円	第1の部 第9項の利			
農 業 金 融 資 金	255,000		当 年 度	県 信 連	農業経済課
こんにやく販売改善資金	38,000	"	"	市 町 村	流通園芸課
花き優良種苗導入資金	38,000	"	"	"	"
たばこ作改善資金	35,000	"	"	県たばこ連	"
落花生共販推進資金	60,000	"	"	県 経 済 連	"
でん粉販売改善資金	8,000	"	"	でん粉協	"
畜 産 振 興 資 金					
専管増産ふすま購入資金	30,000	"	"	{ 県 畜 連 県 開 拓 連	畜 産 課
国産種鶏増殖センター運営合理化促進資金	10,000	"	"	県 信 連	"
豚人工授精場運営合理化資金	10,000	"	"	県西畜産開発公社	"
ミートセンター産直促進資金	30,000	"	"	県 畜 連	"
食肉流通合理化促進資金	500,000	"	"	県中央食肉公社	"
畜産物共同出荷促進資金					
(1) 鶏卵ブロイラー共同出荷促進資金	20,000	"	"	県 信 連	"
(2) 食肉市場取引推進資金	190,000	"	"	{ 県 畜 連 県家畜商協 県食肉事業連	"
(3) 肉豚共同出荷促進資金	400,000	"	"	県 信 連	"
(4) 家畜取引流通改善資金	10,000	"	"	県家畜商協	"
(5) 肥育素牛導入資金	20,000	"	"	県 開 拓 連	"
蚕 業 振 興 資 金					
優良蚕種販売改善資金	34,000	"	"	茨蚕種協	蚕 糸 課
桑苗販売改善資金	7,000	"	"	県 桑 苗 連	"
桑園専用肥料購入資金	33,000	"	"	県 養 蚕 連	"
壮蚕簡易飼育施設購入資金	5,000	"	"	"	"

林 業 振 興 資 金						
林業生産振興資金	240,000	"	"	県林業協会	林 政 課	
しいたけ生産振興資金	28,000	"	1年据置 2年以内	市 町 村	"	
水 産 振 興 資 金						
漁 業 資 金	201,000	"	当 年 度	県信漁連	漁 政 課	
加 工 資 金	460,000	"	"	{ 県信漁連 常陽銀行	"	
霞ヶ浦北浦振興資金	97,000	"	"	県信漁連	"	
合 計	2,754,000					

(注) 据置期間は、償還期限の中に含まない。

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課までお申し込み下さい。

## ◀ 県報購読料改定のお知らせ ▶

県報購読料については，昭和55年4月以来，1か月1,200円にすえ置いてきましたが，第三種郵便物認可取消しによる郵送経費等の増加に伴い，昭和58年4月から1か月2,000円に改定する予定です。のでお知らせ致します。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1か月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）金 1, 2 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人  
発行所 茨 城 県

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所